

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

令和 2・3 年度の保険料率（保険料が変わります。）

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。
- ・令和 2・3 年度は保険料率の見直しがあり、均等割額は47,900円から50,600円に、所得割率は9.26%から9.95%に変更されます。
- ・保険料の上限額が62万円から64万円に変更されます。

保険料額
(年額)
※年額64万円が上限です

=

均等割額
(被保険者1人当たり)
50,600円

+

所得割額
〔総所得金額等－33万円
(基礎控除)〕
×
所得割率
9.95%

※今回の見直しでは、1人当たりの医療費の増加等による大幅な上昇が見込まれましたが、財源不足に備えて積み立てている基金などを活用して上昇幅を抑えた結果、上記の保険料率となりました。被保険者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、誰もが安心して十分な医療を受けられるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

保険料の軽減内容が見直されます。

所得が低い方の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額の軽減 《5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部が変更》

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額が

被保険者全員の年金収入からそれぞれ 80 万円を引いた所得額が 0 円となる場合	➡	保険料の均等割額を 7 割軽減 (変更前) 8 割軽減
「基礎控除額 (33 万円)」を超えない世帯	➡	保険料の均等割額を 7.75 割軽減 (変更前) 8.5 割軽減
「基礎控除額 (33 万円)」 + 「 28 万 5 千円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯 (拡大)	➡	保険料の均等割額を 5 割軽減
「基礎控除額 (33 万円)」 + 「 52 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯 (拡大)	➡	保険料の均等割額を 2 割軽減

* 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。
また、年金所得については 15 万円を控除した額で判定します。

問合せ先 健康ほけん課 ☎ 72-1295

4月1日より多くの施設において屋内が原則禁煙となりました。

望まない受動喫煙を防止する観点から、平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。令和 2 年 4 月 1 日より全面施行され、これにより多くの施設において**原則屋内禁煙または敷地内禁煙が義務化**されました。施設の管理者におかれましては改正法に基づく適正な対応をお願いします。また、利用者におかれましては施設の禁煙ルールを遵守していただきますようお願いします。

1. 多くの施設において、原則屋内禁煙



改正法により、**各種店舗や事業所、飲食店等多数の方が利用する施設において原則屋内禁煙となります。**所定の要件に適合すれば各種喫煙室の設置が可能です。

また、役場庁舎や医療機関など、子どもや高齢者に特に配慮が必要とされる施設においては原則敷地内禁煙となりました。

2. 屋内において喫煙が可能となる各種喫煙室もあります。



屋内禁煙となる施設については、一定の要件を満たせば屋内に各種喫煙室を設置することが可能です。喫煙室の種類は以下の 3 つです。

- 喫煙専用室：たばこの喫煙のみが可能
- 加熱式たばこ専用喫煙室：加熱式たばこの喫煙および飲食等の提供が可能
- 喫煙可能室：たばこの喫煙および飲食等の提供が可能

※喫煙可能室は要件を満たす一部の飲食店のみ設置可能です。

3. 20 歳未満の方は、喫煙エリアへの立ち入り禁止です。



20 歳未満の方については、従業員であっても喫煙エリアへの立ち入りが禁止です。飲食店において施設全体を喫煙可能室にしている場合、施設への 20 歳未満立ち入り禁止となります。

4. 標識の設置義務があります。



各種喫煙室を設置した施設は必ず標識の掲示が義務付けられています。喫煙室入口や施設の入り口に喫煙室や喫煙室設置施設である旨の標識、また対象エリアへの 20 歳未満立ち入り禁止標識などの掲示が必要です。標識は厚生労働省や本町ホームページでダウンロード可能です。また、項目を満たせば任意に作成した標識も使用可能です。

5. 違反者には罰則が科せられる場合があります。



改正法に違反する施設や利用者には都道府県の指導対象となり、従わない場合は罰則（最大 30 万円の過料）が科せられる場合があります。改正法に基づく適切な対応をお願いします。

6. その他

施設の種類ごとに必要な対応や各種喫煙室の設置要件、標識等について厚生労働省ホームページ（受動喫煙対策）に掲載されていますので、施設の管理者におかれましては、ご確認の上確実な対応をお願いいたします。

相談窓口：御船保健所 ☎ 096-282-0016

この記事に関するお問い合わせ：役場 健康ほけん課 ☎ 72-1295